Ⅲ．損益計算書

１．国又は地方公共団体からの受託による収益の科目別内訳

①　研究収益	72,134,663円
②　研修収益	100,870,350円
合計	173,005,013円

Ⅳ．キャッシュ・フロー計算書

１．資金の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	1,905,743,034円
現金及び預金勘定のうち定期預金	0円
資金期末残高	1,905,743,034円

２．重要な非資金取引

無償譲与による資産の取得	8,662,390円

Ⅴ．行政コスト計算書

１．独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	14,227,008,491円
自己収入等	△ 9,671,334,157円
機会費用	158,739,624円
独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	4,714,413,958円

２．機会費用の計上方法

⑴　政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の令和７年３月末利回りを参考に1.485％で計算しています。

⑵　国又は地方公共団体との人事交流による出向職員から生ずる機会費用の計算方法

当該職員が国又は地方公共団体に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、独立行政法人での勤務期間に対応する部分について、給与規則に定める退職給付支給基準等を参考に計算しております。

Ⅵ．退職給付引当金

１．採用している退職給付制度の概要

当法人は、職員の退職給付に充てるため、非積立型の退職手当一時金制度及び国家公務員共済組合法の退職等年金給付制度を採用しています。

非積立型の退職手当一時金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しています。

２．確定給付制度

⑴　簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	1,819,619,542円
退職給付費用	304,272,497円
退職給付の支払額	△ 401,979,397円
期末における退職給付引当金	1,721,912,642円

⑵　退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	304,272,497円

⑶　退職等年金給付制度

当法人の退職等年金給付制度への要拠出額	30,812,001円

Ⅶ．収益認識

当法人は、以下に記載する内容を除き、会計基準第86における収益に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

⑴　収益の分解情報

当法人の一定の事業等のまとまりごとの区分は、診療事業、臨床研究事業であり、各事業の主なサービス等の種類は診療行為等のサービス、委託契約等に基づくサービスであります。上記に係る一定の事業等のまとまりごとの区分における収益は、8,411,142,065円及び870,437,590円であります。

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

⑶　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

当該事業年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は、156,003,120円であり、当法人は、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて１年から４年までの間で収益を認識することを見込んでいます。

Ⅷ．重要な債務負担行為

１．該当事項はありません。

２．職員アパート４棟借り上げのため、最低月額賃料の概ね89～90％相当額を業者に補償しています。

当事業年度末の極度額	855,288,720円
当事業年度負担額	336,045円

Ⅸ．偶発事象

該当事項はありません。

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第 23 号

中日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及びその徴収期間の公告」(以下「料金公告」という。)１．⑷①の料金の額等を適用するインターチェンジ及び期間について、下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

令和７年 10 月 10 日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　縄田　　正

スマートインターチェンジを除き、ＥＴＣ車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されているインターチェンジの入口又は出口を通行する場合の料金の額等について

１．⑷①の料金の額等を適用するインターチェンジの入口又は出口	１．⑷①の料金の額等を適用する期間
北陸自動車道 滑川インターチェンジの入口及び出口	令和７年10月14日から 料金の徴収期間が満了する日まで
東海北陸自動車道 福光インターチェンジの入口及び出口	令和７年10月14日から 料金の徴収期間が満了する日まで
北陸自動車道 武生インターチェンジの入口及び出口	令和７年10月15日から 料金の徴収期間が満了する日まで
北陸自動車道 小松インターチェンジの入口及び出口	令和７年10月15日から 料金の徴収期間が満了する日まで